

注記（連結会計）

1 重要な会計方針

（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として昭和 60 年度以降取得分については「取得原価」により評価を行い、昭和 59 年度以前取得分については「再調達原価」にて評価計上しています。ただし、開始時における有形固定資産については、昭和 60 年度以降取得分であっても取得原価が不明なものは再調達原価としています。

道路・河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額 1 円としています。

また、取得単価が把握できる場合はその単価を採用し、不明な場合は、総務省の統一的な基準によるマニュアルに記載されている方法にて単価の設定をしております。土地であれば、「固定資産評価基準」（昭和 38 年自治省告示第 158 号）に基づく固定資産税評価額を基礎とした評価、建物であれば、建物再調達価額基準建築単価表を採用しております。

なお、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

（２）有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

なし

③出資金

ア. 市場価格のあるもの

なし

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

なお、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	6年～50年
工作物	3年～80年
物品	2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウェア	5年（見込利用期間）
水利権	20年
ダム使用権	55年
共同配水池使用権	60年
施設利用権	50年

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち古賀市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③損失補償等引当金

なし

④賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7) 連結収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計、福岡地区水道企業団は税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理、手続の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 必要な災害等の発生

なし

(5) その他の重要な後発事象

なし

4 偶発債務

(1) 補償債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

なし

(2) 係争中の訴訟棟で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他重要な偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体(会計)名				区分	連結方法	比例連結割合
連結会計	全体会計	一般会計	一般会計	地方公共団体	全部連結	—
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	地方公共団体	全部連結	—
		国民健康保険特別会計	国民健康保険特別会計	地方公共団体	全部連結	—
		後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	—
		介護保険特別会計(保険事業勘定)	介護保険特別会計(保険事業勘定)	地方公共団体	全部連結	—
		介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	地方公共団体	全部連結	—
		水道事業会計	水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
		地方公社 第三セクター	古賀市土地開発公社	地方公社 第三セクター等	全部連結	—
	一部事務組合等	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	一部事務組合等	比例連結	2.41%
		福岡県自治振興組合	福岡県自治振興組合	一部事務組合等	比例連結	1.91%
		福岡地区水道企業団	福岡地区水道企業団	一部事務組合等	比例連結	2.97%
		福岡都市圏広域行政事業組合(一般会計)	福岡都市圏広域行政事業組合(一般会計)	一部事務組合等	比例連結	2.43%
		福岡都市圏広域行政事業組合(流域連携事業特別会計)	福岡都市圏広域行政事業組合(流域連携事業特別会計)	一部事務組合等	比例連結	2.35%
		福岡都市圏広域行政事業組合(競艇事業特別会計)	福岡都市圏広域行政事業組合(競艇事業特別会計)	一部事務組合等	比例連結	6.19%
		福岡県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	福岡県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	一部事務組合等	比例連結	1.09%
		福岡県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	福岡県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	一部事務組合等	比例連結	1.01%
		福岡県市町村職員退職手当組合	福岡県市町村職員退職手当組合	一部事務組合等	みなし連結	—

連結の方法は次の通りです。

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

地方公営企業法適用に着手している「公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計」については連結しておりません。

財務規定等が非適用の地方公営企業事業会計については、平成 31 年度までに地方公営企業になる予定であり、連結させない措置を適用しております。

なお、一般会計との内部取引については相殺処理をしておりません。【一般会計からの繰入金】公共下水道事業特別会計 532,179,000 円、農業集落排水事業特別会計 8,290,000 円)

② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

なお、退職手当組合（福岡県市町村退職手当組合）は、一部事務組合であるため連結対象法人ですが、総務省のホームページに掲載されている、平成 29 年 8 月 18 日に追加された Q & A より、連結財務書類の貸借対照表に当該団体の持分相当の退職手当にかかる基金及び退職手当支給準備金を計上して退職手当組合を連結したものとみなす、みなし連結を適用しています。

③ 地方三公社である古賀市土地開発公社は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲

貸借対照表の事業用資産の土地のうち要件を満たすもの。

イ. 内訳

事業用資産	88,254 千円
-------	-----------

土地	88,254 千円
----	-----------

普通財産のうち下記の要件の全てを満たすものとなっております。

ア. 土地に公共用に準ずるものが建築されていないもの

※公共用に準ずるもの（地域公民館、保育園、交番など）

イ. 市場性のある資産（旧不燃物置場は除外）

ウ. 市として有効活用してもよい資産

※なお、売却可能資産は、水道事業会計及び連結対象団体は含んでいません。